



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会体制と社会権の関係に関する研究
Author(s)	篠田, 優
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7228号
Issue Date	2025-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r7228
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98673
Type	doctoral thesis
File Information	Yu_Shinoda_summary.pdf, 全文の要約



博士論文の要約

博士の専攻分野の名称： 博士（法学）

氏名 篠田 優

学位論文題名

社会体制と社会権に関する研究

1 本研究は、社会主義から資本主義へと体制転換を経由したソビエト＝ロシアという具体的対象の「社会的＝経済的権利」領域の動向を分析しつつ、全体として社会体制と社会権の関係を考究するものである。

2 ここでいう「社会体制」とは、マルクス主義法学に所謂「社会構成体」と同義である。社会構成体とは、＜《歴史的に特定の生産諸関係の体系である経済的土台》と、《この経済的土台に規定されながらも・この経済的土台から相対的に自立して、——経済的土台と法制的上部構造は一对一の関係ではないという意味で——この経済的土台を媒介する法制的上部構造》との具体的統一としての、一定の歴史的発展段階にある社会＞を意味する。

生産諸関係を規定するのが生産手段に対する所有である。生産手段の社会化がドミナントな社会が社会主義体制であり、生産手段の私的所有がドミナントな社会が資本主義社会である。

3 次に、1にいう「社会的＝経済的権利」であるが、これは社会権と経済的権利を包括する権利概念である。経済的権利とは、「商品＝貨幣関係」を通じて生活に必要な福祉を獲得する関係を媒介する権利であり、民法の物権・債権は経済的権利の代表例である。対する社会権は、「人間の名に値する生活を保障される権利」であるが、経済的権利との対比でいえば、「商品＝貨幣関係」を規制する自然的経済法則である価値法則の影響を抑制または遮断することによって生活に必要な福祉を分配する関係を媒介する権利ということになる。

4 ある福祉の獲得が経済的権利によってなされるか、それとも社会権によって保障されるのかという問題は、当該社会の具体的事情のなかでの優れて政策選択的問題であって、体制に還元できる問題では必ずしもない。たとえば、社会主義社会だからといって、すべての住宅が公有化され、社会的必要の論理に基づいて分配されなければならないということにはならない。社会主義社会にあっても個人所有住宅の存立根拠は十分にある。マルクス主義において社会主義か資本主義かを分けるメルクマールは既述のように生産手段の所有にあるのだから、消費対象たる住宅については、その所有主体は＜公＞、＜私＞いずれであっても体制規定上一向に構わないのである。

5 社会権法理は、19世紀における資本主義の発達と大量の労働者の出現を背景に、労働者の「人間の名に値する生活を保障される権利」として生成されてきて、周知のように1919年のヴァイマル憲法で憲法上初めて実定化を見た。このように、資本主義社会において社会権が要請されるのは、生活に必要な福祉の獲得の過半が「商品＝貨幣関係」を通じてなされるからにほかならない。端的に、貨幣のない者は必要な福祉を得られず、人間の名に値する生活を享受できない。かかる事態を是正するのが社会権である。

ヴァイマル憲法の2年前、ロシア社会主義革命が成った。こうして社会主義化した社会は、

「商品＝貨幣関係」を克服しようとするから、社会権はその存立根拠を失い、過去の遺物となるのか、と問えば、答えは否である。確かに、「商品＝貨幣関係」の克服を目指すのだが、社会主義社会における福祉分配の原則は＜労働に応ずる分配＞であるから、仮に＜労働に応ずる分配＞原理しか機能しないとすれば、労働能力が乏しい者は十分な福祉を得られず、「人間の名に値する生活を保障される権利」を享受できないのである。ここに、社会主義社会においても社会権が要請される根拠がある。

このように、資本主義社会にも社会主義社会にも社会権が要請される根拠があるのだが、これは、偶然的な事情でたまたま相似的にそうなのではなく、そこには一定の一般理論的連関があることを本研究は明らかにしようとするものである。

6 本研究は、1章から6章まで、社会主義時代の住宅に対する権利、体制転換期の土地・住宅、社会保障、体制転換後の社会保障の一環である年金法、住宅法について、社会権の具体的展開のあり方、社会権と経済的権利の結びつきのあり方を意識しつつ制度動向を扱っている。それぞれの時期に現状分析の使命も帯びつつ書かれたものの集合体であるので、社会体制と社会権の関係を筆者としては意識しているものの、かかる問題意識が前面に出てくる度合いには自ずと濃淡がある。そこで、1章から6章までの各論的研究を貫く理論的な問題についての考察を試みたのが終章である。

7 終章の要点は、次のとおりである。

(ア) ソビエト体制を社会主義と捉える。(イ) 「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、社会主義における福祉の基本的分配原理が＜労働に応ずる分配＞であるがゆえに、労働能力を十分にもたない者を守るために社会主義体制においても要請される。(ウ) ＜労働に応ずる分配＞が行なわれるのは、労働の質的差異があるからで、かつその質的差異を量的差異に変換する必要があるからであり、その変換に際して価値尺度が求められ、ここに価値規定としての価値法則が作用することになる。(エ) さらに、＜労働に応じて＞分配されるのは現実の福祉ではなく貨幣であるから、貨幣で必要な福祉を買うという関係、すなわち＜商品＝貨幣関係＞が必然的に発生するとともに、そこには多かれ少なかれ価値法則が作用する。(オ) しかし、＜商品＝貨幣関係＞、価値法則は、社会主義にとって克服の対象である。したがって、その克服はそれが必然的に作用するという中で模索されざるを得ない。(カ) ところが、現実には＜商品＝貨幣関係＞したがって価値法則を利用しないし甘受しない限り、社会の諸々のニーズの充足が困難であることが経験的に明らかになり、(キ) ＜商品＝貨幣関係＞・価値法則の圧力が体制崩壊の要因となった。(ク) 「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、元々資本主義社会で要請されたものであるから、体制転換後も一定の変容を受けつつも存続する。(ケ) その変容と存続のありようには、具体的な経験としての社会主義のあり方の刻印がみられる。

8 結論を記す。

商品＝貨幣関係、およびその関係を規制する価値法則の作用は、両体制を通じて存続し、それらの存続に＜人間に値する生活＞を危殆化する要因がある点で両体制は共通しているのであって、この共通の危殆化要因に対処する権利、それが社会権なのである。比喩的にいえば、商品＝貨幣関係の時代という一幕劇の第一場が資本主義、第二場が社会主義、第三場がポスト社会主義の資本主義であり、そしてすべての場を通じて登場しすべての場を結びつける不可欠な配役、それを担うのが社会権である。

9 以下に、各部各章の要点と執筆事情を記す。

(1) 第1部 社会主義時代

第1部第1章「ソビエト市民の住宅に対する権利」は、1986年から1988年にかけて発表した論文である(『北大法学論集』37巻1号、3号、4号、38巻3号)。本論文は、ソ連がマルクス主義的社会主義を標榜する国家であることに鑑み、マルクス主義的社会主義論の諸著作を参考に社会主義社会における「住宅に対する権利」の“あるべき”姿を構想し、この“あるべき”姿をいわばくものさし>として対象を「測定」し、“あるべき”姿からのズレ、逸脱の原因を具体的＝歴史的な事情を考慮しつつ検討することを通じて「ソビエト市民の住宅に対する権利」のあり方を描出したも

のである。最後の部分の脱稿が 1987 年であったため、ペレストロイカの動向も取り込まれているものの、ソビエト社会主義体制が資本主義体制の同位対立物としてそれなりに長期に存続するという見通しの下で書かれている。

筆者としては、この論文の執筆過程で、「住宅に対する権利」は社会権の一環にほかならず、かつ上記の「住宅に対する権利」の“あるべき”姿の構想は「住宅に対する権利」を社会権に置き換えてもほぼ通用するという認識に得た。かくして、この先自分がやるべきことは社会主義社会における社会権のあり方についての研究なのだと見定めるに至った。

(2) 第 2 部 体制転換過程

ところが、皮肉なことにソビエト社会主義体制は崩壊し、ロシアは資本主義へと体制転換をすることになった。史的唯物論的歴史観に寄りかかっていた者としては、この体制転換は人類史上の「大事件」と思われ、自身の具体的研究対象（具体の社会的＝経済的権利、ないし社会権）が体制転換の中でどのような変化をとげるのかまずはフォローすることを通じて筆者なりにこの「大事件」にアプローチしなければなるまいと考えた。第 2 部の論文はそういうなかで書かれたものである。結果的に、いったん見定められた社会主義社会における社会権のあり方という研究テーマは＜体制転換と社会権＞あるいは＜社会体制と社会権＞というテーマに変更ないし拡充される契機となった。

第 2 部第 2 章「土地—ロシア土地法制の＜真空＞」は、1996 年に公表されたものである（山岸正男先生・五十嵐清先生・藪重雄先生古稀記念論文集『民法学と比較法学の諸相 I』（信山社）所収）。脱社会主義憲法としての 1993 年ロシア憲法が制定された後、当時の大統領エリツィンによって同憲法に抵触すると考えられた多くの土地法令が大統領令によって失効とされ、土地法制の＜真空＞とも呼ぶべき状況が出来た。こうした混沌状況の中でどういうことが起きているか新聞記事情報に多くを頼りつつ描出を試みたものである。

第 2 部第 3 章「社会保障—体制転換期における市民生活と法」は、2002 年に公表された（『社会体制と法』3 号）。それに先立って公表した、体制転換の真っ只中の社会保障法の状況をとにかくフォローした「脱社会主義ロシアの社会保障法制 1～4・完」（『賃金と社会保障』1200 号、1202 号、1206 号、1209 号〔1997 年〕）の成果をベースに若干の新しい情報を加えつつより俯瞰的・理論的に事態の整理を試みようとしたものである。

第 2 部第 4 章「住宅—住宅の商品化と住宅保障」は、2001 年の論文である（小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』有信堂、所収）。ペレストロイカ末期に始まった国有住宅の私有化を通じての住宅の商品化に焦点をあて、この状況の中でロシア市民はどのような行動をとったのか、また財産権＝自由権としての住宅に対する権利と社会権としての住宅に対する権利の、体制転換過程における関係について検討している。

(3) 第 3 部 脱社会主義的資本主義の時代

現在のロシアの資本主義体制の一つの特徴は社会主義体制を経由して生成されてきたことにあると考える。特に、社会権に着目するならば、社会主義体制下で制度化されてきた諸々の具体的な社会権は、脱社会主義により過去の遺物として一掃される代物かといえ、それはそうではない。終章で詳述するように、社会権領域は両体制の連続性の相が色濃く表れる領域である。このようなことを考慮し第 3 部のタイトルを「脱社会主義的資本主義の時代」とした。いずれにせよ、筆者としてはロシアの体制転換過程がひとまず終了したとみているわけであるが、終了のポイントをどこに求めるか。いろいろ議論はあろうかと思われるが、筆者としては、第 5 章に記したように、体制転換促進立法がその役割を終え、資本主義体制を再生産する恒久的な法制が整備され機能してくるところに終了のポイントを見ている。

社会構成体として体制を把握しようとするれば、決定的なモメントは生産手段の領有であるから法における決定的モメントとなるのは「所有」を規制する民法である。民法典は段階的に制定され、すなわち 1994 年に民法典第 1 部（総則、物権、債権総則、契約総則）が、1996 年に同第 2 部（債権各側）が、2001 年に同第 3 部（相続、国際私法）が制定され、最後の同第 4 部（知的財産権）は 2006 年に制定された。制定時期からわかるように、民法典第 1 部および第 2 部は、いわば体制転換摸索期に制定されているため、その後新体制をより良く媒介すべく持続的な改正が続いている。

他方、社会権領域の立法のほうは、社会権が資本主義・社会主義いずれの体制にも求められるという特性から、体制転換に伴い直ちに機能不全を起こしお払い箱になるということにはならず、

持続することになるのだが、それでも市場経済を媒介する基本法としての民法が整備されてくるに伴い、社会権領域に関わる法制も社会主義時代のものに代わる市場経済に対応する新たなものが求められてくる。そうした中で制定されたのが 2001 年の年金立法であり、2004 年の住宅法典であった。

第 3 部第 5 章「体制転換と住宅法制——ロシア 2004 年住宅法典の前と後」は、2011 年公表である（『ロシア・ユーラシアの社会と経済』945－946 号）。本章では体制転換に関わる法を段階的に「路線転換法」「体制転換推進法」「過渡期法」「転換後の恒久法」と捉え、住宅領域における体制転換過程を概観したうえで、恒久法としての住宅法典の内容を紹介している。

第 3 部第 6 章「年金法」は、体制転換後の最初の年金法が制定された 2001 年以降の年金法の動向をフォローするもので、2003 年から 2019 年にかけて発表された論文で構成されている（平成 14 年度外務省委託研究報告書『プーチン政権におけるロシア社会・労働法制の改革』所収、科研費基盤研究（B）[17330001] 研究成果報告書『中央アジア諸国における立憲主義の「移植」とその現実態に関する研究』（2008 年）所収、『年金と経済』35 巻 1 号、『ロシア・ユーラシアの社会と経済』1038 号）。

そして、上記 6 に記したように、1 章から 6 章までの各論的研究を貫く理論的な問題についての考察を試みたのが終章である。基になった小論はあるが（『北星学園大学経済学部北星論集』52 巻 2 号[2013 年]）、それに大幅な加筆修正を加えたもので実質的に書下ろしである。その要点は、上記 7 に記したとおりである。